

郡山市歴史情報博物館協議会規則をここに公布する。

令和6年12月25日

郡山市長 品川 萬里

郡山市規則第56号

郡山市歴史情報博物館協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市歴史情報博物館条例（令和6年郡山市条例第21号。以下「条例」という。）第14条第1項に規定する郡山市歴史情報博物館協議会（以下「博物館協議会」という。）の会議運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 博物館協議会は、郡山市歴史情報博物館長（以下「館長」という。）が招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、付議すべき事項とともに、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(定例会及び臨時会)

第3条 博物館協議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年2回とし、臨時会は必要があるときに招集する。

(会長及び副会長)

第4条 博物館協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第5条 会長は、博物館協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 博物館協議会の会議は、会長が議長となる。

2 博物館協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 博物館協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(オンラインによる会議)

第7条 委員は、会長が相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）により会議に出席することができる。

2 前項に規定するオンラインによる方法により出席を希望する委員は、あらかじめ会長に届け出なければならない。

- 3 前項の規定による届出をして、オンラインによる方法により会議に出席した委員は、会議に出席したものとみなす。
- 4 オンラインによる方法により会議に出席しようとする委員は、第三者がいる場所で会議に出席してはならない。

(書面による会議)

第8条 第5条第1項の会議は、会長が必要と認めるときは、委員に書面を送付し審議することをもって代えることができる。

- 2 前項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は委員に審議の結果を速やかに報告しなければならない。

(専門部会)

第9条 博物館協議会は、専門的な事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の審議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、専門部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 6 専門部会の会議は、館長が招集し、部会長がその議長となる。
- 7 博物館協議会は、その定めるところにより、専門部会の議決をもって博物館協議会の議決とすることができる。

(意見の聴取等)

第10条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 博物館協議会の庶務は、郡山市歴史情報博物館において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、博物館協議会の運営に関し必要な事項は、会長が博物館協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年3月15日から施行する。